

米国における低病原性鳥インフルエンザ発生時の 地域主義に関するリスク評価の概要

1. 背景

(1) 我が国は、鳥インフルエンザウイルス（H9 亜型）が家きんの筋肉中から検出されたという知見（※）等を踏まえ、低病原性鳥インフルエンザ（LPAI）発生時にも家きん肉等の輸入を停止することとしている。米国との間では2002年に家畜衛生条件を改正し、LPAIの発生が確認された場合、州単位の地域主義を適用し、発生州由來の家きん肉等の輸入を停止している。

※中国産生鮮家きん肉のモニタリング検査（2001年）において、生鮮家きん肉320検体中11検体（3.4%）からH9亜型のウイルスを分離。

(2) 米国から我が国に対し、LPAIに関するOIEコード（※）に基づきLPAI発生時、家きん肉等を輸入停止措置の対象外とすることについて要請があった。

※OIEコードでは、LPAIに関して発生時の感染農場の鶏群の淘汰又は食用と殺、農場の消毒、サーベイランスの実施等については規定されているが、輸入停止措置は含まれていない。（2005年より規定。）

(3) このため、今般、LPAIが発生した場合の家きん肉等の輸入停止措置を見直した場合に我が国にLPAIが侵入するリスクについて評価を行った。

2. リスク評価

2011年7月、我が国は、米国で高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が発生した場合に米国全域から家きん肉等の輸入を一時停止する措置の見直しに関し、現地調査も行った上でリスク評価を実施した。米国における獣医当局の体制や法制度、家きんの一般状況及び国境検疫措置については、HPAIリスク評価で既に評価済みであることから、今回はLPAIの発生時の対応を中心に評価した。

(1) LPAI発生時の対応方針及び最近の発生状況

ア 米国におけるLPAI発生時の対応については、各州が防疫指針を定めている。このため、州によって防疫対応は若干異なるもの

の、原則として、

- ① 速やかに疫学関連農場の調査が行われるとともに、
- ② 発生農場における飼養家きんのとう汰(又は管理食用と殺(当該家きん肉は国内消費のみ許可))、発生農場の洗浄・消毒、
- ③ 周辺地域については(移動)制限区域(最近の事例では、最大で発生農場を中心とした半径10km以内の区域)等が設定され、移動制限や緊急サーベイランス(清浄性確認検査)が実施される。

イ 米国においては、LPAI のアクティブサーベイランスとして、ほぼ全ての商業用家きん群に対して定期的な抗体検査が行われており、また、生鳥市場及び生鳥市場への供給農場、一部の庭先養鶏群もアクティブサーベイランスの対象となっている。このようなかつ、LPAI は近年主にアクティブサーベイランスにより散発的に発生が確認されているが、いずれも速やかに疫学調査及び緊急サーベイランスが行われ、多くの場合、発生農場以外への感染拡大は確認されていない。このため、サーベイランスによる早期摘発及びまん延防止措置が適切に行われていると考えられる。

(2) LPAI に感染した家きん由来の肉のリスク

我が国は、LPAI ウィルスの鶏筋肉中への出現について科学的知見を得るため、レギュラトリーサイエンス事業(平成 23 ~ 24 年度)により、LPAI ウィルスの鶏への感染実験(感染実験に当たっては、確実に感染を成立させるため、大量のウィルスを接種)を行ったところ、極めて少数例(225 検体中 1 検体)について筋肉中からウィルスが分離された。この結果より、野外において LPAI ウィルスに感染した鶏の筋肉中にウィルスが存在する可能性は、無視できることまでは言えないものの、極めて低く、一般的な(容易に起こり得る)事象ではないと考えられた。

3. 結論

(1) 上記 2. の(2)の感染実験の結果(野外において LPAI ウィルスに感染した鶏の筋肉中にウィルスが存在する可能性は無視できることまでは言えないこと)や、LPAI 発生時、我が国においては原則として発生農場を中心とした一定の区域を制限区域として設定していることを考慮すれば、LPAI 発生時、家きん肉等を輸入停止措置の対象外とすることは適当でないと考えられる。

(2) しかしながら、米国における LPAI 発生時の対応方針及び最近の発生状況、感染実験の結果(無視できることまでは言えないものの、一般的な事象ではないと考えられること)を踏まえれば、米国において適切なリスク管理措置が講じられることを条件に、LPAI 発生時における家きん肉等の輸入停止措置を州単位から縮小しても差し

支えないものと考えられる。

(3) その際、米国においては、

- ・ LPAI 発生時、発生農場を中心とした最大で半径 10 km以内の区域を制限区域として設定していること、
- ・ 最近の発生事例をみても、多くは初発農場のみで終息、または、疫学関連農場以外で続発が確認された場合であっても、制限区域内においてのみの発生にとどまっていること

から、米国において以下の①～④のリスク管理措置が講じられることを条件に、輸入停止措置の対象地域を「州単位」から「発生農場から少なくとも半径 10 km以内の区域」に縮小しても差し支えないものと考えられる。(我が国においては、LPAI 発生時、原則として発生農場を中心とした半径 5 km以内の区域を制限区域として設定。)

なお、輸入停止措置の解除のタイミングについては、引き続き、防疫措置終了後 90 日以上が経過し、かつ、我が国がリスク評価により清浄であることを認めた後とする。

① 早期摘発のための適切なサーベイランスの実施

LPAI の発生が確認された場合には、まん延防止のため、

② 発生農場における飼養家きんのとう汰（管理食用と殺を含む）、
発生農場の洗浄・消毒の実施

③ その他の発生農場を特定するため、疫学関連農場の調査や緊急
サーベイランスの実施

④ 発生後設けられた制限区域において移動制限等のまん延防止措
置の実施

米国における低病原性鳥インフルエンザの主な発生事例 (2011年1月以降)

1. ミズーリ州 (2011年3月 : H7N3 亜型)

- ・七面鳥農場、約29,000羽飼養(14,000羽+15,000羽の2群)。
- ・サーベイランスにより抗体陽性を確認、後にPCR陽性(ウイルス分離陰性)。
- ・発生農場において殺処分(PCR陰性群は管理食鳥処理)を実施し、洗浄・消毒。半径10km以内を対象とした移動制限、緊急サーベイランス(全て陰性)を実施。

2. ネブラスカ州 (2011年4月 : H7 亜型)

- ・サーベイランスにより成鳥市場の環境材料においてPCR陽性。
- ・疫学関連農場2農場においてPCR陽性、1農場において抗体のみ陽性を確認。
- ・発生農場において殺処分を実施し、洗浄・消毒。それぞれの発生農場を半径とした半径3km以内を対象とした移動制限、半径8km以内を対象とした緊急サーベイランスを実施。周辺農場における緊急サーベイランスにより1農場においてウイルス分離陽性、1農場において抗体のみ陽性を確認。

3. ニューヨーク州 (2012年1月 : H5N2 亜型)

- ・サーベイランスにより生鳥市場において抗体陽性を確認、後にPCR陽性(ウイルス分離陰性)。
- ・当該市場を検疫下におき、3日程度で売り切り(Sell down)後、洗浄・消毒を実施
- ・疫学調査の結果、3農場、2流通業者、21生鳥市場を特定し、検査を実施したが全て陰性。

4. サウスダコタ州 (2012年2月 : H5N2 亜型)

- ・七面鳥農場、約10,000羽飼養
- ・サーベイランスにより抗体陽性を確認(PCR、ウイルス分離はともに陰性)
- ・当該農場を検疫下におき、抗体陽性確認時に飼養されていた七面鳥を管理食鳥処理し、完了後に洗浄・消毒を実施。半径10km以内を対象とした移動制限、緊急サーベイランス(全て陰性)を実施。

5. アーカンソー州 (2013年6月 : H7N7 亜型)

- ・ブロイラー種鶏農場、約10,000羽飼養
- ・産卵率の低下による通報から検査を実施し、PCR陽性(ウイルス分離陰性)
- ・発生農場における殺処分、洗浄・消毒を実施。半径10km以内を対象とした移動制限、緊急サーベイランス(全て陰性)を実施。

6. ペンシルバニア州 (2013年11月 : H7 亜型)

- ・せり市におけるサーベイランスにより抗体陽性を確認、後にPCR・ウイルス分離陽性
- ・当該せり市の洗浄・消毒を実施。(結果判明時、せり市に家さんは不在だったことから殺処分は実施せず。)
- ・疫学関連の16施設を特定し、検査を実施したが全て陰性。